

「(仮称)川西市子ども・若者未来計画(案)」への意見提出手続を実施します

近年、少子高齢化や共働き世帯の増加、核家族化の進行、ひきこもりやニートの深刻化に加え、ヤングケアラーなどの新たな課題や、新型コロナウイルス感染症の流行などにより、子ども・若者を取り巻く環境は大きく変化しています。

国においても、「こども基本法(令和4年6月成立)」において、すべての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざし、また、「子供・若者育成支援推進大綱(令和3年策定)」では、すべての子ども・若者の健やかな育成や社会環境の整備をめざすなど、全体として、子ども・若者施策を総合的に推進することとしています。

こうした背景をふまえ、本市においても、子ども・若者施策を総合的かつ計画的に推進し、子どもから若者まで切れ目なく施策の推進を図るため、第2期川西市子ども・子育て計画及び子ども・若者育成支援計画を統合した、(仮称)川西市子ども・若者未来計画(案)を作成しました。

つきましては、川西市参画と協働のまちづくり推進条例(平成22年川西市条例第16号。)第9条の規定に基づき、この案に対する市民の皆さまからの意見を募集します。

I 募集期間

令和5年1月10日(火曜日)から令和5年2月13日(月曜日)まで

II 案の公表方法

- ① こども支援課(本庁舎3階)、市政情報コーナー(本庁舎2階)、大和行政センター及び市内各公民館(川西南公民館、川西公民館、明峰公民館、多田公民館、緑台公民館、けやき坂公民館、清和台公民館、東谷公民館、北陵公民館、黒川公民館)、各コミュニティセンター(牧の台会館、多田東会館、加茂ふれあい会館、満願寺ふれあい会館)、アステ市民プラザ、中央図書館、パレットかわにし、就学前教育保育施設等で公表
- ② 川西市のホームページ(<http://www.city.kawanishi.hyogo.jp/>)の「パブリックコメント」のページに掲載



III 意見の提出方法

書式は自由です。案件名、氏名、住所(川西市以外にお住まいの方については、在勤、在学、利害関係人のいずれに該当するか。)、年齢を記入のうえ、次のいずれかの方法で提出してください。

- ① 郵送 : 〒666-8501 川西市中央町12番1号 川西市役所こども支援課あて
- ② ファクス : 072-740-1339
- ③ 電子メール : kawa0168@city.kawanishi.lg.jp
- ④ 市ホームページ等:「意見提出専用フォーム」から意見を提出

IV その他

お寄せいただいたご意見は、市の検討結果とともに公表します。ただし、氏名等の個人情報は公表しません。

なお、電話での意見の受付や、意見に対する個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

V 問い合わせ先 川西市役所 こども支援課 ☎ 072-740-1246

